

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

|  |   |            |          |
|--|---|------------|----------|
| <b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 8 )</b> (16.1定) |   |            |          |
| <b>日 時</b>                               | 平成16年3月15日(月)   | <b>開 議</b> | 午後 1時10分 |
|  |   | <b>散 会</b> | 午後10時51分 |
| <b>場 所</b>                               | 第2委員会室  |            |          |
| <b>議 題</b>                               | 付 託 案 件   |            |          |
| <b>出 席 委 員</b>                           | 見楚谷委員長、北野副委員長、山田・横田・大橋・森井・前田・<br>武井・新谷・松本・高橋・秋山 各委員   |            |          |
| <b>説 明 員</b>                             | 市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・<br>経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・<br>社会教育各部長、樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係<br>理事者 |            |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。                       |   |            |          |
| 委員長                                      |   |            |          |
| 署名員                                      |   |            |          |
| 署名員                                      |   |            |          |
| 書 記<br>記録担当                              |   |            |          |

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、武井委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、佐々木茂委員が松本委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員にそれぞれ交代しています。

付託案件を一括議題といたします。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時11分

再開 午後 3 時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

自民党。

-----  
横田委員

中学生逮捕について

教育委員会にまず3点ほどお尋ねしますが、新聞に傷害で中学生が4人逮捕されたという記事が出ておりましたけれども、その件について、どういう経緯だったのかをお尋ねします。

(学教) 指導室長

ただいまお尋ねの件でございますが、3月12日の夕刊で報道されました市内中学生4人の逮捕についてでございます。この4人につきましては、中学2年男子1名、3年男子1名、それから3年女子2名でございます。この4人は3月1日午後10時ごろ、市内の神社の境内で別の中学3年生の女子生徒を呼び出して、顔や背中を殴ったりけったりして打撲傷を負わせまして傷害の疑いということで逮捕されたものでございます。

なお、この4人につきましては、この後、女子生徒に対しまして、7万円を持ってこいなどの脅しをしたため、女子生徒から金の工面を頼まれました親が小樽警察署に届け出たものでございます。なお、被害者を含め、5人は遊び仲間であったということでございます。当該の学校に対しまして、現在、状況の詳細の報告を求めているところでございます。

横田委員

4人が逮捕という事案はあまりないのかなという気がしますが、生徒指導などを今後もしっかりやっていただきたいと思えます。

卒業式における国旗・国歌について

今日は中学校で卒業式が行われましたが、これについて、集約はもうされたのですか。

(学教) 指導室長

今日、中学校14校で卒業式が行われたところでございますが、現在、まとめが終わったばかりの段階でございます。

すが、実施の状況につきましては、国旗につきましては、14校すべてで掲揚を、また、国歌につきましても、すべての学校で実施したと報告を受けているところでございます。

横田委員

また、詳細については、総務常任委員会などでも触れさせていただきます。

簡易水道事業特別会計について

代表質問で、石狩開発の関係について、お尋ねいたしました。いろいろ答弁をいただいておりますが、簡易水道事業に関する収支不足については、小樽市がこれから負担していくという話もありました。予算書の簡易水道事業特別会計の一般会計繰入金というのは4,750万8,000円ありますが、これが収支不足ということでとらえてよろしいのですか。

(水道)総務課長

ただいまの16年度の一般会計からの繰入金についてでございますけれども、北海道と協議をしてきた中で、民事再生中の石狩開発株式会社から、これまでの収入が見込めないということで、単年度におけます収支不足額として4,750万8,000円を一般会計から繰入金で予算措置したものでございます。

横田委員

貸付額というのですか、諸支出金の貸付金ということで、一般会計から出ているのだと思いますが、これは今まで石狩開発が負っていたと思うのですけれども、この四千七百萬十数万円というお金が収支不足ということですから、歳入と歳出はどういうふうになっていますか。そんなに入ってこなかったということですか。

(水道)総務課長

歳入におきまして、昨年の7月に大手の水産食品会社が撤退することによりまして、16年度の予算部分におきまして、年間2,000万円ほど収入減になっております。こういったことを踏まえまして、こういった中で収支不足が生じたため、昨年までは一般会計借入金で措置してございましたけれども、その部分を整理いたしまして、一般会計からの繰入になったものでございます。

横田委員

4,700万円が繰入れになったということです。これは今の企業数と、繰入れの簡易水道事業ですから、この水の使用量というのはどのぐらいですか。

(水道)総務課長

2月末現在でございますけれども、進出誘致企業におきましては、32社参入してございまして、だいたい日平均300トンということで、5,300万円ほど予算計上させていただいております。

横田委員

日300トン使われていると。この、今の状況は企業の32社が張りついている、それで日量300トンですけれども。その32社がそのままであるとすると、毎年4,750万円ですか、金額はもちろん変わるでしょうけれども、これぐらいの額が収支不足になるということですか。

(水道)総務課長

その部分だけ、今後、水質改良は除きますけれども、そういった使用料が入ってこないとなると、その額が収支不足に陥ると考えてございます。

横田委員

これは、毎年5,000万円近いお金が出ていくというのは、大変なことだと思うのですが、これをどういうふうに改善といいたいでしょうか、収支をとんとんにしたいというか、どんな施策をするのですか。

(企画)迫主幹

ただいまのお尋ねでございますけれども、石狩開発株式会社の民事再生計画の中におきまして、債務の免除です

とか、債権の株式化ということが行われてございまして、これによりまして、石狩開発におきましては金利負担がなくなっておりますので、分譲価格の引下げというものが可能になってございます。それから、これに合わせまして、土地についている抵当権というものが抹消されておりますから、これまでではできなかった分譲ではなくて、リース制度というものが現実的に可能になってきますと、企業にとりましては、分譲すれば初期投資に大きなお金がかかるわけですけれども、リースによってそういったものが避けられるという、リース制度によりまして立地環境が整理されるのではないかと考えてございます。

それから、都市計画の基本的な方針でございます整備開発及び保全の方針というのがございますけれども、今、これの中で、この地域におきます複合的な土地利用というものも誘導していこうということで、今後は複合的にあるいは弾力的な土地利用も可能になってくるようなことで考えているところでございます。こうしたことから、分譲価格の引下げあるいはリース制度の開始、それから土地の弾力的なあるいは複合的な利用がある程度できるようになりますと、企業の立地も進むのではないかと考えておりますし、これに伴いまして、使用水量も増加するのではないかと考えております。そのためには、今後とも北海道や石狩開発と連携をとりながら、企業誘致を進めていきたいと考えてございます。

横田委員

現在、32社だけでも、鋭意努力して金額を増やすと、そういうお話だと思います。それから、リースもできるようになって借りるところもあるし、企業も進出してくるだろうという話ですが、まず水道事業に限れば、どのぐらいの企業数になればいいという考えですか。これはだいたいいいです。

水道局次長

先ほど来から東洋サービスが例に出ていますけれども、東洋サービスは約2,000万円ほどの収入でございますから、2社から3社の企業が張りつかない限りは、そういうことにはないと考えています。

横田委員

当然できるだけ多くの企業が水を使ってくれなければペイしないわけで、そうでないといつまでも4,700万円から5,000万円程度になっていますので、これはひとつ早急に、道の部分もいろいろあるでしょうけれども、お願いします。

石狩西部広域水道企業団出資金について

簡易水道の方はそれでいいのですが、水道用水供給事業、要するに当別ダムの負担金も出していますけれども、これは、15年度は出資金も負担金も小樽市はゼロで、道が出している、これは道で認めています、16年度は協議を進めていくのだということですが、予算書の244ページ、石狩西部広域水道企業団出資金等2,500万1,000円が出ていますが、これがそうだということでしょうか。

(水道)総務課長

ただいまの石狩西部広域水道企業団に対します16年度の出資金及び負担金のことでございますけれども、企業団につきましては、ご存じのとおり、北海道をはじめ3市1町の5団体で構成されてございます。北海道の分、20パーセントを除きますと、それぞれ計画供給量の率で負担してございまして、小樽市に係ります2,500万円の負担内訳でございますけれども、出資金といたしましては、当別ダムの建設に要する水源開発分として、負担率3.1パーセント相当で310万円、それと送水管など水道施設の建設に要します広域化の施設分が4.08パーセントで1,820万円、また、議会等の運営経費が3.1パーセントの負担でございまして370万円という形になってございます。

横田委員

今、いろいろ言われたものを足すと2,500万円ということですが、このダムの完成は24年でしたね。ダムの完成までですと、幾らになるのですか。ずっと払っていかなければならないと思いますけれども。負担総額は。

(水道)工務課長

ダムは平成24年の完成でございますけれども、平成4年から実は整備が始まっています。それで、これから先ということでは今、資料を持っていませんけれども、平成4年から最終的に24年の完成までの小樽市の負担予想額というのが、8億9,000万円という試算がされております。

横田委員

先ほどの2,500万円の負担、出資金のパーセントも出ておりますが、これはどういう算定で、どういうふうに決まったのですか。

水道局次長

石狩西部広域水道企業団の構成団体が、今、申し上げたとおり、札幌市はじめとしているわけですが、全体の水量に対して、個々の水量がどのぐらいを占めるのかと、そういうのが1点と、もう一つは単独で石狩市を過ぎて小樽分については、小樽市だけが恩恵をこうむるわけですから、そういう2点の率を出しまして、全体で割り返した数字でございます。

横田委員

こういう負担金等は、たぶん将来給水量といいますが、そういうのを想定していると思うのですが、本市の場合は、これは日量で構いませんけれども、何トンにしていますか。

(水道)工務課長

将来的には、1日最大給水量6,000立方メートルと推定しております。

横田委員

6,000立方メートル、6,000トンでしたね。日量6,000トンの想定をしているのだけれども、現在、使っているのは300トンということによろしいですか。

(水道)工務課長

先ほど言いました6,000トンというのは、日最大給水量ということございまして、300トンと申しますのは、日平均的な形での現在の実績ということで、日最大と日平均との差はありますけれども、いずれにしても6,000トンという日最大の規模から申しますと、現実の実績というのはまだまだ小さい、非常にわずかであるということが言えると思います。

横田委員

現実の水量、平均と最大ということで説明がありましたけれども、少し差が大きすぎるのかなという気がいたしますし、これだけ使うという話ですから、その差額は当然、これは小樽市が負担していくということですよ。

(水道)工務課長

企業団の各構成団体がそれぞれ将来の水事情というものを推計して、それに基づいて必要な施設能力を企業団が整備するというところでございます。企業団としては、それらの資本をどのような形にしる、回収しなければならぬということになりますので、当然各構成団体の相当部分について、何らかの形で負担せざるをえないというふうに考えるのが自然です。ただ、具体的な企業団の資金回収方法という点につきましては、料金制度をどのように企業団が取り入れるかについても、まだ現時点で未定でございまして、今後、用水供給の開始までに、各構成団体間でいろいろと話し合っていくということになってございます。

横田委員

我々が報道なんかで聞いているのは、当別ダムの平成24年度供給開始、それまで簡易水道事業を、この収支がどのようになっていくかというのは、やはり関心のあるところでありますが、その平成24年度までの今後の試算といいたいまいしょうか、これは供給源が地下水からダムに切りかわるのでしょうかけれども、この辺の収支の予測はどういうふうにするのですか。

(水道)工務課長

簡易水道事業の将来の収支ということですが、先ほど申しましたように、企業団の用水供給の料金体系がまだ決まっていないということが、石狩開発の再生計画により、将来の企業立地の見込みがどうなるのかと、あるいは操業状況に応じた料金収入はどのようになるのか、また今後、北海道からの支援がどのような形であるのかなど、いろいろ不透明な面がございまして、水道局として現時点で公式にお示しできるような試算は困難だと考えております。ただ、いずれにいたしましても、収支バランスの確保に向けましては、基本的に立地操業企業による、まず水需要の増加というものがベースで、それによる給水コストの低減ということで考えなければならないわけでございますけれども、そうした中では、当然積極的な企業誘致も必要ですけれども、企業団の設備投資の面につきましても、必要最小限の先行投資にとどまるよう、各構成団体が問題意識を共有するというか、そういった方向で考えるのが重要であると思っております。

横田委員

これは、わからないということだと思います。どういうふうになるか、いろいろな水道料金の関係だとかがあるから。ただ、今まで現状で5,000万円近い収支不足、それから負担金が2,500万円という、七千数百万円、何だかんだとなっていくと1億円だとかという話になるのか、ならないのか、わかりませんが、これが出ていくようでは、これまた見直しといたしまししょうか、抜本的なことを考えなければならないと思うのです。

先日新聞で、石狩市の田岡市長の対談が出ておりました。これはダム計画の廃止を前提とするものではないという前置きをした上で、ダムの水源だとか、それから代替案も含めて、総合的に検証していきたいという抜本的な対処をしなければならないだろうという、石狩市長の話が出ていました。

平成16年にこの事業の再評価を行うということ聞いておりますが、ところによってはタイミングといたしまししょうか、そういうときに合わせて、先ほどの6,000トンに対して300トンというその辺の水量のこともありますので、こういったものをしっかり見直さなければならないのかなと思うのです。その辺をどうお考えになって、今後どういう方向で取り組んでいかれるのかということ、市長にお聞きしたいと思いますけれども、どうですか。

市長

今、やりとりがありましたけれども、当別ダムの供給水量が日量6,000トンという想定でございますけれども、現状は300トンしかないということで、こういう状況の中で、今、話にありましたように、16年度でこの5年に1回の事業の再評価というのが行われます。したがって、使用水量と将来の供給水量、この間に大きな隔たりがあるわけですから、この事業の再評価に当たりまして、立地企業に対して安定的な水道水を供給するという責務があることを念頭に置きながら、しかし、現在の使用水量を勘案し、そしてまた、将来の土地利用計画を、あるいはまた、都市計画の見直しなどを踏まえながら、供給水量の見直しはしていかなければなりません。このことについては、私どもとしてもそれぞれ機関があるわけですから、そういったところでぜひ提言をしていきたいと、小樽市としても見直しをし、そしてこの供給水量についての見直しをぜひやっていきたいと、こういうふうに思っています。

横田委員

見直しをしていきたいという観点でのご答弁でした。札幌市も日量14万数千トンを4万トンですから、2000年度で4分の1ぐらいに見直したのです。小樽市が6,000トンの300トンではあまりにもかい離があり過ぎますので、その辺をしっかりと見て、小樽市から出ていくお金を、こんな状況ですから、少しでも減らしていただけるように努力をお願いしたいと思います。

前田委員

消防団予算について

それでは、消防団についてお伺いをいたします。平成16年度の予算書の中にも出ております団員報酬4,814万円、これの使われ方について、まずお聞かせください。

( 消防 ) 中村主幹

平成16年度の予算につきましては、財政部の方から予算の要求枠が示されたので、消防本部におきまして各事業を精査し、検討を加えた結果、予算枠の中で予算要望したものであります。

前田委員

現在の団員数、法定団員数、これについてお聞かせください。

( 消防 ) 中村主幹

現在の団員数であります、3月1日現在で女性消防団員59名を含め517名であります。なお、条例定数は606名であります。

前田委員

これ今、法定団員数が606名、こういう言葉があるのかどうかわかりませんが、最低法定団員数、逆に言うと、こういうのがありますか。

( 消防 ) 中村主幹

定数条例606名は、平成元年に現在の606名になっておりますが、団員の総数の決定に当たっては消防団業務を円滑に遂行する上で必要な人員が確保できるように、市町村の判断によって行われておりますので、その場面、場面で定数を変更しております。

前田委員

そうすると、法定団員数と最低法定団員数としたならば、これでこの間に法的問題というか、そういうものは発生しないのですね。

消防本部次長

まず最初に、消防団の業務でありますけれども、一つには火災の鎮圧に関する業務、それから火災の予防及び警戒に関する業務が主なものでございます。その中で、消防団業務の指揮活動を行うために、消防団長をはじめ、副団長、分団長、副分団長あるいは部長、班長、団員といったものが配置することになってございます。小樽は18分団がございまして、これを構成するに当たりまして、606人が必要であるということで定数条例で定めているところでございます。

前田委員

法定団員数606名、それで今517名ということで、差があります。私の知っているところでは、どんどん減っていった517名なのだと。この後も減っていくのかなという危ぐをしているのですけれども、法定団員数確保方についての運動、これは何かされておられますか。団員数をずっと減らしているのかどうか、この辺も含めてお尋ねします。

( 消防 ) 中村主幹

消防団員の減少につきましては、全国では過去約200万人消防団員がおりましたけれども、現在は93万人ということで、100万人を切っております。また、当市におきましても、昭和40年代は800人を数えておりました消防団員ですが、先ほど517名ということで、現在、かなり人口が減っているということもありまして、減少しているのは確かだと思っております。

また、減少の理由といたしましては、人口の減少と高齢化の進行、また、どこも全国的に同じですけれども、サラリーマンが多くなってきたということ。それに加えて地域住民の方の消防団に対する意識の希薄化、特に若い人がそういう傾向にあるのではないかと考えております。そういった中、いろいろな困難性がありますけれども、消防団はボランティア活動の性格が非常に強いものですから、入団に当たりましては、昨年は防火チラシや、ティッシュなどを火災予防運動で街頭などで配って入団の促進に努めております。また、今後とも消防本部と連携を強くいたしまして、入団の促進に頑張っていきたいと、このように考えております。

前田委員

それと、予算書の中に載っております消防団員退職報償金216万1,000円、これを説明してください。

(消防)中村主幹

退職報償金につきましてのお尋ねですけれども、平成15年度は定年退職が12名ということで、16年度は2名ということで過去に比較いたしまして、退職の人数、また額に差が出ております。

前田委員

もう一つ、団員被服費、これは作業服のことでしょうか。

(消防)中村主幹

消防団員の被服の関係であります。制服また活動服等が主な貸与品になっております。

前田委員

それで、確認したいのですが、火災の際の出動に着用する長靴、我々「特長」と言っている、あれは個人負担なのか、消防団負担なのか、その辺お聞かせ願います。

(消防)中村主幹

火災出動や防火行事で使う消防団員の被服等についての質問でございますが、長靴、これは予算計上していません。

前田委員

それは貸与ということによろしいですね。

それで、この長靴の耐用年数と最後に貸与したのはいつなのかをお答え願います。

(消防)中村主幹

長靴を含めまして、防火衣の貸与は昭和47年7月であります。

前田委員

耐用年数の関係は。

(消防)中村主幹

耐用年数につきましては、15年であります。

前田委員

15年と47年との関係をちょっと。

(消防)中村主幹

47年7月から15年度後、貸与しております。

(消防)総務課長

防火衣の関係につきましては、昭和47年以後順次お配りをさせていただいております。16年1月32着をもって、今のところ支給が終わっておりますが、この後、3月いっぱいでも一部配布する予定でございます。

また、耐用年数でございますが、防火衣につきましては、15年でございますが、古くなったもの、あるいは壊れたもの等につきましては、その都度支給をさせていただいている状況でございます。

前田委員

ということは、耐用年数を過ぎて使用しているものがあるのですか、ないのですか。

(消防)中村主幹

耐用年数を過ぎて使用しております。

前田委員

それで、資料を退出していただいております。この中にも書いてありますけれども、貸与物の整備計画、これについてお示してください。



(消防)中村主幹

今後の整備計画につきましては、15年度から22年度まで、防火衣、制服、活動服につきまして計画しているところであります。

前田委員

ということは、耐用年数を過ぎているものもあるけれども、この平成22年度までかけて順次補っていくということによろしいですか。

(消防)中村主幹

そのとおりであります。

前田委員

それで、資料をいただいておりますけれども、市長もいる前で聞きにくいのですけれども、非常備消防予算6,959万円を予算計上しています。それで、これ資料を見たとおりなのですけれども、原課の要求金額との差はあったのかということで聞こうと思ったのですけれども、そういうことをお聞きしますけれども、また、それと予算要求額が満たされなかったことによる消防団関係に対する影響について、お聞かせください。

(消防)中村主幹

予算減額に対する影響ということですが、平成16年度主なものといたしましては、警戒報酬、定例退職者の減少による消防団員退職報奨金、機械器具整備費の削減などがあります。削減の影響は多少あると思いますが、先ほど触れましたけれども、消防団員の皆さんはみずからの地域はみずからの手で守るという消防精神、ボランティア活動を通じて、地域社会を確保するという住民の期待にじゅうぶんこたえられますよう、消防本部とさらに連携を深めてまいりたいと考えております。

前田委員

よろしく願いいたします。

陸上競技場のトイレについて

それでは、教育委員会の方へ移ります。確認になりますけれども、新しくなった手宮の陸上競技場、これの利用状況を、年度ごとに教えてください。そんなにたっていないでしょうから。

(社教)社会体育課長

今、資料を持ってきてございません。申しわけございません。

前田委員

さっき言ってあったはずですよ。なぜ持ってきていないの。

委員長

課長、わかりませんか。

(社教)社会体育課長

申しわけございません。ただいま詳しい資料を持ってきてございません。

前田委員

そうしたら逆に、16年度の利用予測というか、主な大会。

(社教)社会体育課長

主な大会というのは、今、押さえてはございませんけれども、通常であれば全道のジュニア大会、そういったものも昨年、おととしとやられてございますが、今年につきましては、残念ながらジュニア大会は参りません。ただ、そのほかにいろいろな記録会、後志の記録会とか、そういったものは当然やっていますので、確かな資料を持ってきてございませんけれども、通算すれば約2万人近くは陸上競技場に選手が集まるだろうとは考えてございます。

前田委員

それで、これまでにこの新しくなった競技場を使用しての競技、あるいはこういう大会、これが見送りになったというようなことはありますか。

( 社教 ) 社会体育課長

平成13年に、全天候型の陸上競技場に生まれ変わってございます。それ以来、陸上協会にもたいへんご尽力いただきまして、先ほども申し上げましたが、全道ジュニア、これは北海道規模で1日に800人近くの選手が集まってございますけれども、そういった大会も来てございます。それで、ここの競技場について、断られたということは一切ございません。

前田委員

そういうことで、質問の仕方を変えます。見送りになったことがないということで、そうしたら何かこれ以外にこういうものが整備されたらいいのだがなど、これの主なもの一つ、二つ。

( 社教 ) 社会体育課長

確かに新しく全天候型になりましたので、選手の記録はかなり伸びているという、たいへんすごくいい競技場になったということで、そういう評価をいただいております。ただ、残念なことに、そこに常設されるトイレというものが、これは確かにそこは指摘されているところでございますけれども、なかなか水洗化ということも難しいことがございまして、現在、そこに常設されている、いわゆる恒常的なトイレはないということが、ご指摘の点かなとは思いますが。

前田委員

そうなのですね。それで、私の耳に入っている話は、トイレの話なのです。それで、トイレについて苦情はありませんかとお聞きしようとしたのですが、何もこちらの苦情はないということですから、ちょっと聞き方を変えたのですが、トイレが何か破損しているというのです。先日の話なのですけれども。それで、なかなか使用にたえないというような話なので、この実態というのはどうなのでしょう。

( 社教 ) 社会体育課長

私は、先ほど恒久的なトイレがないと話しましたが、手宮公園の駐車場の中に、公園課のトイレは1基ついております。それから、そのほかにプレハブのトイレといたしまして、4月末から10月末のオープンしている間には、プレハブのトイレを4基、それから大きな大会のときには8基つけてございます。そのいずれにいたしましても、トイレが壊れているという報告は一切受けてございません。

前田委員

ということは、私もこの時期ですから、行って見てきてはいないのですけれども、先日、体育関係者30団体の集まりがあったのです。この中の陸上の責任者の方がそういったことで要望したいということで、そうしたら受けた方は、「はい、教育委員会の方に言います」ということだったので、これは実態はどうかかなと思って、今、聞いているのですけれども。それで、これは手宮公園競技場の工事請負費1,055万8,000円があったので、そのようなことで何かトイレを修理するのか、あるいは根本的に改良するのかと、こういうふうに思ったものですから、今、聞いているのです。その辺どうですか。

( 社教 ) 社会体育課長

実態的にトイレが壊れているということは、私の方の耳に入ってございませんけれども、当然、先ほど話しましたとおり、仮設のトイレにつきましては、業者に委託して、そして毎週必ず清掃なり、点検してございますので、そういったことをもう一度業者もしくは体育施設関係者に聞きながら、調査してまいりたいと思っております。

前田委員教

ということで、そういう話があったので、今、話をしているのですけれども、トイレは、先ほども聞きましたら、仮設が4台、その後大会等で、それに合わせてそれなりの数をそろえるのだというようなことをおっしゃって

おりましたけれども、現場の方の話は少し実態が違うのかなという気はしています。いずれにしましても、やはり人の集まる場所というのは、トイレがたいへん重要になってきますので、これからいろいろな大会があるかと思えますけれども、市外から来られる方も多いわけですから、ぜひこういったトイレの整備をしていただきたいと思いますのです。いかがですか。

(社教)社会体育課長

ご指摘のとおり、多くの方がお使いでございます。そういう中で、トイレは重要な施設と位置づけしてございますので、体育競技者の方とじゅうぶん打合せをさせていただきたいと思えます。

前田委員

関係者から話を聞いてあげてください。

市営プールの委託について

それから、市営プールの運営については来年度からの全面委託へつなげるとして、今年度から2名の民間人を採用するとしておりましたが、現在、どのような状況になっているのか、お知らせしてください。

社会教育部長

今、ご指摘のように、市営プールに関しては平成17年度に全面委託ということで準備に入っております。当然、その全面委託をする前に、民間企業としてプールという特殊な施設運営ができるのかどうかということを見極めるという趣旨も踏まえて、一部委託をしたいという方向で、今、予算づけについてお願いをしている状況でございます。

前田委員

予算書の中の管理運営業務委託料621万8,000円が民間人2名に一部委託するに当たっての予算と受け取ってよろしいのですか。

社会教育部長

ご指摘のとおりでございますが、重複した答弁でありますけれども、平成17年度に全面委託をするときに、このときもこういった予算をお願いしますけれども、あくまでも民間委託をして、特殊なプール運営ができるのかどうかを見極める中で、この執行についてはじゅうぶん吟味をして執行したい、621万8,000円はその費用ということでございます。

前田委員

もう一回くどいようですが、そうしたら平成16年度から、民間委託で2名を採用して委託するということですね。

社会教育部長

何度も繰り返しになりますけれども、予算の中身は2名委託をするという費用相当額です。当然今、六百何十万円が多額な費用ですので、委託をするまでにじゅうぶんこの内容について、再度精査をしながら執行に当たりたいということでございます。

前田委員

委託先はどこを想定されていますか。

社会教育部長

今、予定しておりますのは、平成17年度の全面委託は指定管理者制度に乗かってやりますので、公募という形をとらざるをえないだろうと思っておりますけれども、平成16年度に関しては、体育館がNPOをお願いをしておりますので、もし委託をするとなれば、体育館を管理していますNPOを想定してございます。

前田委員

ということは、2名分はNPOをお願いしたいということですね。よろしいですね。

社会教育部長

実施というふうになれば、NPO体育協会を意識したいと考えてございます。

前田委員

今、委託になればということを行っているのですか。予算が通ればですか。これは間違いなく通っていくということだね。はい、わかりました。

総合体育館の委託について

そうしたらもう一つ、体育館につきましては、さきの総務所管でもお伺いしましたが、若干納得がいかない、そういった部分がありましたので、私も細部を少し調べてまいりました。それで、お伺いしますが、総合体育館が体育協会の方へ全面委託されてから、1年がたとうとしていますが、この1年間で何か利用者あるいは市民からの苦情などがあったのでしょうか。

( 社教 ) 上杉主幹

体育館を管理運営委託しているのは体育協会ですけれども、約1年に達します。委託先の職員の方は経費節減に向けて、たいへん鋭意努力していることを承知してございます。したがって、一般の利用者からにつきまして、クレームというのは私ども承知してございません。

前田委員

照明だとか暖房、これらについても、そういう苦情等はありませんか。

( 社教 ) 上杉主幹

電気につきましては、かなり節約をして消灯しているという話は聞いてございますが、委員がおっしゃるような特にクレームという話は聞いてございません。

前田委員

委託先の決算概要というか、今までのお金の使われ方、これらを含めての決算内容、こういったものを把握されておられますか。

( 社教 ) 上杉主幹

毎月定期的に、予算・決算、支出内容は私どもにちょうだいしてございます。

前田委員

それで、少し細かい話になってきますけれども、委託料の中の管理費、これの中の電気代、灯油代、これらの節約、つまり受託者側が節約したことによって数十万円、50万円とも聞いておりますけれども、これらが節約されたら、こういうふうに言われておりますけれども、これを市は把握されておりますか。

( 社教 ) 上杉主幹

光熱水費の中で、はっきりした数字は申し上げられませんが、おおよそ50万円程度だと思えます。

前田委員

そうしたら、その40万円ないし50万円の金額について、あなた方はどのような指導をしていますか。

( 社教 ) 上杉主幹

体育館の営繕、修繕等につきまして、当初の予定よりやはり若干オーバーする部分がありまして、そのような方に使用してございます。

前田委員

使用してございますでなくて、受けた方が使っているわけだから、そういう言い方はおかしいのではないかなと思いますけれども、どういう言い方をしているのですか。

( 社教 ) 上杉主幹

委託料の中に、修繕料等の営繕費というのがございまして、それらの経費が当初の予算より超えてきた場合につきましては、全体の予算の中で、ボイラー等の修繕等の経費に回しても構わないというふうな言い方をしてござい

ます。

前田委員

どこへ回してもいいのですけれども、この余剰金が出ている原因というのは電気代だとか、灯油代、暖房代なのです。これもなぜこういう金額が出てきているかという、こまめに入れり切ったりする、こういう回数が増えているから、こういうふうになってきているわけでしょう。いわば企業努力をしているわけなのです。企業努力をすると、こういうふうになってくるのです。ということは、本来の民間委託の本当の入り口論になるのですけれども、受けた企業は当然努力して、1円でも多く残して利益を出そうとするのは当たり前の話だけれども、受けた方が今回、こうやって電気を切ったり、暖房を入れり切ったり、前段の話によると、市民から何も苦情はないというのだから、そのとおり満遍なくやっておられた中で、こうやって余剰金を生んだ。この生んだお金を、予算を残してはだめだ、使いきれ、どういう意味でおっしゃっているのか知りませんが、こういうニュアンスの話をしているというのです。はっきり言って、私は本末転倒だと思っているのですよ。

今、赤字財政で大変な時期だ、こうなって、どこの部署でも、1円でも多くの不用額を出している。平成16年度を送る、また今、16年度の話をしているので、17年度を送らなければならないと言っているのに、予算は全部使いきれ。何ということを行っているのかなと。とんでもない話だなと。企業努力とは何だと、ここに来るわけです。財政部長か、総務部長、企業努力とはどういうことなのか説明して。

社会教育部長

質問にはありませんけれども、私どもは、委託をした額すべてを決められた内容で支出することにおいては、当然予算があるのですから、使いなさいと。でも、余った部分についてのご議論とは少し違っていて、委託の内容が削減されましたときには、余っているわけですから、当然、委託料の見直しというのもあわせ持つわけです。今、まさに年度の途中でございまして、実は主幹と話をしておりますけれども、まだ精査してございませぬので、実態をきちんと3月を過ぎて最終的に決算が終わった後に、説明をしたいと思っております。

前田委員

決算しないと数字はわかりませんが、そういう言っていることが、もし事実だとすれば、これは大変なことだと思うのです。火の気のないところから煙は立たないのですよ。私もこの間、同じような質問をしたのだけれども、ここまで言わなかった。その後、少しまた取材してきましたよ。だから、この話をしているのです。だから、これは社会体育課、そこだけの問題ではないです。これは全部の問題なのです。だから、そういう意識改革をしない限り、実際問題、小樽市の財政改革というのは成り立たないと、成らないということです。この総合体育館の管理運営委託料2,020万1,000円、これが今回の中に出ていますね。これが去年から1,625万円減額になっているのです。その原因は何だと、前回は聞いていますけれども、今、質問している、ここにあるのですよ。預けておくとそうされるから、自分たちの側に寄せておいて、満額消費する。だとするならば、これは大変な考え方なのですけれども。そうすると、平成15年度の契約時に、この1,600万円何がしの管理費を合体して契約した理由は何なのか、今回外した理由は何なのか、これを納得いくように説明してください。

社会教育部長

私どもは最後の時点で、委託の内容については、そのとおりの予算執行上では100パーセント使え、ただし予算で余ったものは当然協議しますよという契約書を委託するときは結んでございませぬ。その中で、今、なぜ平成15年度は光熱水費を含んで発注したのに、16年度は外すかという点でございませぬけれども、光熱水費については当然、自然の天気だとか、外気温だとかによって、毎年使う量は変わると、その都度、委託契約の内容を変えるよりも、要するに委託をして払ってもらっただけの話ですから、それを小樽市で払っても、事務的には特に役所側の方の事務が多くかかるわけではございませぬので、とりあえず一たん15年度それで試してみて、また16年度も、今、外した中で執行してみて、17年度以降の恒久的な内容についても確立をしていきたいということでございませぬ。

実際問題として、初めて委託をしたものでございますので、委託側の方も実態把握に乏しい部分がございますので、極力関係者ともじゅうぶん協議をし、確認をした中で、16年度の予算執行についてはやっていきたいと考えてございます。

前田委員

これはくどいようですけれども、市の方へもう一回戻してくれということだろうと思うのですけれども、市の方で、今までこうやってこの予算で使って満額あるいはそれに近い額を使っていたのだけれども、今回、また、同じことをやろうとしているのですけれども、これは企業努力されているNPOになぜ任せられないのですか。

社会教育部長

あくまでもかかる経費であろう想定額を委託料として決めさせてもらいました。それが実態として、要はその支出に見合う部分が発生しなかったということですので、委託条項の中で、協議事項に該当すると思っています。というのは、確かに企業努力という形の中で、努力されたことについては評価しますけれども、ほかの支出が伴わない部分は、やはり協議の中でお返しいただくということも念頭にしながら、協議はすべきだろうと考えてございます。

前田委員

先ほどから話をしていますけれども、これから事務事業の民間委託だと、いろいろ言われているわけですから、いろいろなNPOが出てくると思うのですけれども、今後、市からさまざまな事業を受託していくことと思います。今、おっしゃっていたNPOもそうです。これらの事業受託者の将来像、在り方というものに、どのような所見をお持ちなのか、どう考えているのか。いわば、悪い言葉で言うと、使い捨てというか、生かさず殺さず、いろいろあるだろうけれども、剰余金が出るような使われ方をされたら困るという考え方なのですね、今は、そういう1円でもぴたりと数字が合わなかったらうまくないと。50万円、60万円、100万円と、企業努力によって残されたらうまくないのだと、そういう言い方なのか。これから今、いろいろな給食施設だとか、いろいろなところが出てくると思います。いろいろな受託先が、理事者が想定された金額と若干違った場合には、だんだん減額していくのか。そうすると相手は受けられなくなってくると。いわば絞られてくるわけですから。そういう考え方の中で、そういうことを発注されているのだとするならば、これは相手がいることですから、大変な問題ですけれども、生かさず殺さずで。

だから、NPOといえども、利益が出ると、当然、税金を納める形になるのですけれども、これも決算までして、きちんと毎年税務署に届け出ているのです。そういう費用も含めて、いろいろなもろもろの経費がかかるわけですよ。なおかつ、役員はみんな無給ですよ。ボランティアでやっているのです。そういった中で、そういうお金が多少出るということは、私はある意味では構わないのではないのかなと。利益団体ではないから、必要以上のお金が出ることは必要ではないかもしれないけれども、そうではないかもしれないけれども、そういう3,000何百万円の受託金額の中で、10万円、20万円程度の金が余ったからといって、これではうまくないというのだったら、どういうことになるのですかと、私は言っているのですよ。

社会教育部長

NPOの基本コンセプトというのは、当然利益を上げた場合は自分のものにしないで、その事業に還元するというのが原則論でございます。そのときに、では幾らならいいのか、何パーセントならいいのかという議論はまだ成熟した状況にないものと思います。ですから、今1年目です。まだその年度中ですので、決算をした段階において、どういう結果になるか、じゅうぶん把握した中で、NPOの方と協議をしていきたい。決してNPO法に抵触するようなことにならないと思っていますし、当然関係者の話の中では、じゅうぶん方向性は見いだしていけるだろうと思っていますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

前田委員

三千数百万円で数十万円、10万円か、20万円の話といたら、1パーセントにも満たない話なのです。それだけのお金が残ったので、今回、この数字が管理費と委託料が半々なのだと、私は思っているのです。そうでないとすれば、1パーセントくらいのお金を計算しようといったら、大変ですよ。なかなか出てきませんよ。最後の365日目に出る話ですから。それだけシビアにやっているのです。だから、市の方の計算も決して間違っていない。ぴたりと合っている計算なのです。これはプラス・マイナス1パーセント前後の話です。それまでをも奪ってしまうというのでは、ひどいのではないか、こう思うのですが、いかがですか。

社会教育部長

当然、そのNPOの設立理念であります利益を還元すると、事業に還元するというところに、その費用が充当されるのだということが、NPOとしてきちんと構想を持っていらっしゃって、それが入りければ当然、そう言った今、委員のおっしゃるような内容にもなっていくだろうと。ただ、まだ最終的に幾らだということも確定していませんし、NPOの方で利益還元する、どういう方向なのかも伺いしておりませんので、その部分をきちんと打合せをさせていただきながら、NPOの成り立っていくような方向を見いだしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

前田委員

なかなか納得がいかない。NPOがどんなことをやっているか、定款を見てくださいよ。そんなわからないところに委託したのですか。

社会教育部長

ですから、1年目ということもあって、そのNPOも初めてのことで、NPOに委託したのは小樽市は初めてでございますので、お互い未知数があります。その中で今、ここでこうします、ああしますという基本理念は出てこないものですから、NPOの方とじゅうぶん打合せをして、お互い立ち入っていけるような状況を見いだし進めたいという話でございまして、私どもが委託したNPO法人体育協会はすぐれた協会だと思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

前田委員

まとめます。それで、この話をやっても、まだなかなか先に出ませんけれども、ぜひ管理費の方も先ほどの運営委託料の方につけてもらいたいですよ。1パーセントだったら、もう大変なウルトラCですよ、超ウルトラC。3,600万円からのお金の中の1パーセントも剰余金で出すといたら、大変な話なのです。それを引っ張るということは、私は少し問題があるかと。体育協会ばかりの話ではない。先ほども言ったけれども、これからずっと民間委託をいろいろなところとやっていかなければならない。決算書を持ってきなさい、あなたずいぶんもうかったね、よし、ではこっちへ回すけれども、100万円引くと、そうやっていったのでは大変な話になっていくし、だれも受ける人がいなくなりますよ。こういうことではうまくないと私は思っているのですけれども、今の話を市長はお聞きになっていたと思いますけれども、1パーセント論も含めて、見解をお聞かせください。市長をお願いします。

市長

今、社会教育の方で、話していましたが、この委託料自体がどうであったのかという問題もありますし、その中で業務をされているわけですから、NPOの体育協会も経費節減といいますか、そういう面で協力もしてもらっていると。その中で剰余金が出た場合にどう処理するかというのが、まだ市としてもそこまで詰めて議論しておりませんので、これからいろいろ委託業務が出てくることも考えられますので、そういった場合の処理は全庁的に統一性がないと思いますので、その辺ひとつ検討させてもらいたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

未熟児対策について

保健所にお伺いいたします。未熟児対策費について、まずこの事業の内容の説明をお願いいたします。

(保健所)保健課長

未熟児養育医療事業についてのお尋ねでございますけれども、この事業は母子保健法が根拠法令となっておりまして、対象者といたしまして、出生時に2,000グラム以下、それで呼吸器あるいは循環器、消化器等の未熟な状態であると、さらには医師が入院・養育の必要があると認める1歳未満の児童が対象になってございます。給付内容としましては、入院治療を受ける上で、保護者の自己負担額を公費で負担するという事業でございます。

秋山委員

平成13年度の予算では、未熟児対策費は340万円ちょっと、そして決算額が447万3,000円ぐらいが使われております。そして、14年度の予算では、338万5,000円の予算に対して、決算では769万3,000円が使われております。15年度はまだ決算がなされておられません、現状ではどの程度の支出になっておりましたでしょうか。

(保健所)保健課長

現在の申請者でございますけれども、正確な数は押さえてございませぬけれども、だいたい30件くらいかなととらえております。

秋山委員

決算額はどのくらいかというのは、わかりませんか。

(保健所)保健課長

個々の治療費にかなり波がございまして、一律に言えませぬけれども、過去5年間で平均いたしますと、1人当たりだいたい10万円くらいという平均値でございまして、それから申しますと、だいたい400万円くらいになるのかなと考えています。

秋山委員

であれば、15年度、16年度の予算はどのくらいずつつけておりましたでしょうか。

(保健所)保健課長

未熟児対策費としまして、16年度が396万3,000円を計上してございまして、15年度も同額でございます。

秋山委員

そうすると、予算の範囲内で賄えるだろうととらえているのかなと思いますけれども、15年はまだですので、11年度、12年度、13年度、14年度、毎年度どのくらいの未熟児が増えているという言い方はおかしいですが、この未熟児数を押さえられていたら、教えてください。

(保健所)保健課長

未熟児数でございますけれども、これは暦年でございまして、平成12年が出生数が976名に対しまして、未熟児、これは低体重児2,500グラム以下の未熟児でございますが、これが76名で、比率にいたしますと7.8パーセントでございます。それから、13年が954名の出生に対しまして、未熟児が80人、8.3パーセントでございます。14年が945名に対しまして、92名で9.8パーセントということで、過去3年間を見ましたら、増になってございます。

秋山委員

この出生数から見ますと、今、パーセントも出していただいておりますけれども、未熟児の割合が高いように感じますけれども、この原因というのをどのようにとらえられていらっしゃいますでしょうか。

保健所長

未熟児の原因は、昔と今はかなり変わっています。そして、いろいろな原因がありますけれども、最近の未熟児の一番大きな原因がたぶん妊婦の高齢化だと思います。そして、結婚後も働いているということで、非常に精神的、



身体的にストレスが多いところも一つの原因かと思います。ただ、そのほかにもいろいろな原因がありますけれども、やはり妊婦の高齢化と、いろいろなストレス、身体的な重労働が加わったようなそういう妊婦の未熟児分べんが多いと思います。

秋山委員

これは自分も経験者ですけれども、おなかにいる最中に、未熟児という状況というのは判断されるものなのでしょうか。

保健所長

たぶん7か月以降でしたら、判断はつくものです。

秋山委員

では、7か月以降、処置というか、治療とかという方法というのは難しいのでしょうか。

保健所長

私は産科の専門家ではありませんから、詳細なことは言えませんけれども、やはり妊娠期間中の身体的なストレスとか、そういったものはやはり避けるような指導はあると思いますし、あといろいろな問題があった場合に、入院加療という例もあると思います。

秋山委員

今、少子高齢化の中で、大事な命を産み、未熟児の割合が高くなるということは大変なことだなというふうに感じますけれども、早く結婚しなさいとも言えませんし、早く生みなさいということも厳しいのでしょうか、対策としてどんなことが考えられますでしょうか。

保健所長

非常に難しい質問だと思いますけれども、一般的な未熟児対策というのは、やはり母体の保護だと思うのです。非常に抽象的な表現になりますが、本人がじゅうぶん自覚していないというような例もありますし、また、本人の周辺、環境のような問題もあると思います。ですから、本人と周辺が母胎に対して尊重するという意識がまず高まらなければならないと思います。ただ、昔に比べて、周産期医療も非常に進んできていますので、未熟児に対するそういう問題というのは、医学的には小児科の領域では昔よりかなり進んでいると思います。

秋山委員

未熟児で生まれても、現状では、分べんされても成長にはさほど変わらないということによろしいのでしょうか。

保健所長

成育後に関しましては、未熟児の状況によって違います。例えば今、日本の医療でしたら、500グラムを切るような超未熟児も育ちますけれども、そういった例はやはり将来的に非常にハンディを背負うでしょう。ただ、一般的未熟児と言われる、1,000グラム台の大きさに関しては、今はほとんどハンディなしに育っています。

秋山委員

ただ、未熟児で生まれた場合、体力的になかなか厳しいものもあるかと思います。何とか今、1人でも増やしたいというときに、この未熟児を健全な形で出生できる方法と、母胎に対するストレスを何とか未然に防げる方法を考えていただいて対処していただきたいと考えておりますけれども、これに対してはいかがでしょうか。

保健所長

委員のおっしゃることはもっともなことだと思うのです。未熟児医療に関しても、これは医学的にもそういった方面でいろいろ今努力している過程ですし、今後、いろいろそういった問題に関して、我々もじゅうぶん関心を持って考えていきたいと思っています。

秋山委員

よろしく願いいたします。

女性の交流事業について

次に、青少年女性室の方に1点だけお伺いいたします。

女性施策費の中に、女性の交流事業費というのがありますが、この内容の説明と、いつからどんな目的で開始されたのか、また、参加対象は、参加人数、どんな方式で参加者を募るのか、研修日程はどのように決めるのか、参加者は決定から交流日まで事前に勉強会などはあるのかどうか、そして参加後はどうなるのかという部分をお知らせ願います。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

ただいま女性の交流事業の関連で何点かご質問がございましたので、答弁申し上げたいと思います。

まず、女性の交流事業費の主なものは、女性の国内研修事業が主なものでございまして、その趣旨は女性の社会参加の促進、それから地域活動の活発化といったことを目的に、昭和55年から事業が立ち上がっております。

この間、昭和55年から平成3年に、現在の国立女性教育会館に女性の方々を派遣するという形で変わっておりますが、平成3年以降、平成15年度までの参加人数であります。平成14年度に2名の自主参加者がいらっしゃるのですが、その方を含めて77名の参加者がございます。

募集の方法でございますが、従来から広報紙、それから女性団体が市内にだいたい40団体ぐらいございますが、女性団体の方々に文書でご案内を申し上げている。それから小中学校に結成されております婦人学級が約20団体ぐらいございますが、婦人学級の方にも文書でご案内申し上げるといった方法。それから主要官公庁の窓口にチラシ等を備えつけて宣伝をする。それから、平成15年度からは市のホームページに掲載をいたしまして、宣伝をいたしました。

研修の内容等につきましては、昭和55年に立ち上げたときには、道内外の先進都市を訪問いたしまして、交流、情報交換等を行ってございましたが、その後はそういった実績を踏まえまして、平成3年以降は先ほど申し上げましたように、国立女性教育会館、ここでは約700名の全国の女性の方々が年に1回交流フェスティバルということで、そういった事業を展開しているということで、そこに参加するという方法をとっております。

事前の研修会でございますけれども、本年度も昨年11月6日から3泊4日の研修で、計画を企画をいたしました。その前段3日間、10月の中旬、下旬、11月の上旬と3回に分かれまして、事前研修会を設けております。これは15年度だけではなくて、従来から事前研修会を設けて、初めて参加される方がほとんどでございますので、従来国内研修に出られた先輩の方々を含めて、事前研修会を実施をしております。

それから、77名の参加者がいらっしゃるわけでございますけれども、参加された方々が平成7年以降、自主的に「ネットワーク・らん」というグループを結成いたしまして、その中で学習活動、それから研究活動を実際にされております。現在、57名の方がそこに参加をされて、活動を継続しております。

秋山委員

参加対象というのは未婚、既婚を問わないということになっているのでしょうか。それと、毎年の参加人数は何名でしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

女性であれば年齢、既婚、未婚を問わず、この募集対象になります。

それから、平成3年以降でございますけれども、6名募集、それから平成14年からは5名募集ということで、今日まで先ほど申し上げましたように、平成3年以降ですけれども77名が参加をしております。

秋山委員

女性の社会進出という観点から、進出に伴って女性の意識変革とか地位向上という観点から見たときに、大切な事業だと考えております。ただ、なかなか募集の広報をかけても人が集まりづらいというような状況ということも耳に入ってくるのですけれども、もう少し広い意味で、小樽市のすべての女性の目に触れるような形で、こういう

事業が行われているということを知らせていくということも大切ではないかと考えるのですけれども、いかがなものでしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

秋山委員のおっしゃるとおりでございまして、たくさんの女性の方々に、こういった女性の国内研修の事業の趣旨が伝わるように今日まで努力をしまいいりましたので、今後、広報、市のホームページ、それから市内の40の女性団体、婦人学級等々を含めて、従来やられたPRのほかに、また、何か具体的にまず実際に外に出て何か配布をするとか、また、ポスターの掲示を主要なところにするとか、何か工夫をこれからも積み重ねて宣伝をしていきたいと思っております。

秋山委員

国立女性教育会館の交流事業が行われているところに焦点を合わせて、この研修会が組まれているように、今、お聞きしたのですけれども、今までに参加された、「らん」のメンバーからの声もお聞きして、もう少しこういう観点の交流会にしたらいかがかなというような声は耳に入りませんか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

「ネットワーク・らん」の皆さんには、普段からいろいろとお世話になっておりますし、特に男女平等参画セミナーを開催する際には、平成15年度は主体的に講師なども務めていただいたというような経過で、非常にその意味では強い連携を保たせていただいております。したがって、「ネットワーク・らん」の方々は国内研修の先輩格の皆さんでございますので、その団体の連絡等々については、これからも緊密にとってまいりますし、よく青少年女性室に印刷だとか、いろいろなことで来られますから、学習会の日程等も事前に入りますので、そういうところへもできるだけ参加をしまいいたいと思っております。

秋山委員

16年度は48万7,000円の予定になっておりますが、16年度も5名という内容なのでしょうか。

(市民) 青少年女性室豊島主幹

はい、そのとおりでございます。

-----  
高橋委員

中学生逮捕について

教育委員会に1点だけお聞きをしたいと思っております。

先ほど横田委員の方からも話がありましたが、中学生の逮捕ということで、非常に私も残念な思いをしております。何か事件があったときに、警察の方から教育委員会の方には情報提供、もしくは法的措置があるのでしょうか。

(学教) 指導室長

このたびの4名の中学生の逮捕に係りましては、初めて小樽警察署の方から連絡をいただいたこととなります。

高橋委員

今後の流れですけれども、以後また、こういうことがありますと、警察の方から話があるということで、現実に打ち合わせはしていないのでしょうか。

(学教) 指導室長

日常的に、実は生活指導室というのがございまして、校外生活を含めて、中学生や小学生にかかわる、例えば学校関係者やそれから教育委員会、そして警察の方もおいでいただいて、そういう中で協議をふだんはしてございます。ただ、今回のような事件、事故にかかわりまして、ご連絡をいただくということについては、特に私どもも話をしてございませんし、警察の方からも話はいただいてはおりません。ただ、日常的に情報交流などについては、私どもも通学路の安全を含めて小樽警察署の方にお伺いしてお願いをしている経緯もございまして、密接な関係を維

持していこうということは考えてございます。

高橋委員

そこが非常に大事なところだと思うのです。それで私は氷山の一角ではないかと思ったわけです。やはりなかなか表面に出てこない問題かなど。ですから、じゅうぶん気をつけていかないと、また、同じようなことが起こると思うわけですが、この点については、教育委員会としてどのように考えられていますか。

(学教)指導室長

学校を終えた後の家庭や地域での生活ということでございますから、とりわけその部分にかかわりまして、各学校におきましては、家庭との情報の交換や訪問、また、地域にはすべての中でも、例えば青少年の健全育成の団体もでございます。そういうところとも手を携えながら、子どもたちの微細な情報についても収集しながら、学校での指導やまた家庭や地域での連携に生かしていくことが大切と考えております。

高橋委員

何かあると、先生に相談するというケースが少ないと伺っています。ですから、そういう面では、やはりいろいろこれから検討しなければならないことが多いのではないかと思うわけです。もう一点、援助交際という先ほどの話がありましたけれども、私の周りで流れてくるところでは、市内でも、事件には巻き込まれないけれども、中学生で同様のことがあるのだと伺ったことがあります。ですから、そういう意味も含めて、やはりじゅうぶん注意をし、それなりの対策を練っていかないと、手おくれになるのではないかと思うわけですが、それはいかがですか。

(学教)指導室長

今、委員がご指摘のとおり、とりわけ援助交際といいますか、その場合に多く指摘をされているのが、携帯電話やインターネット等のこういう新しい機器を活用されるというところがございます。したがって、このようなことにかかわりまして、特に情報を取り扱っていく場合の危険性などについても、各学校で生徒へ丹念に指導することをお願いしてございますし、また、それだけにとどまらず、保護者の皆様にも、そのことについてお願いをしているということでお話をすべく指導しているところでございます。

高橋委員

ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

中央下水終末処理場について

それでは、水道局に伺います。

まず下水道の普及率は、現在、何パーセントになっていますか。

(水道)下水道事業所建設課長

普及率でございますけれども、14年度末で約97.3パーセントになっております。

高橋委員

それで、中央下水終末処理場ですけれども、これは市内全体のどのぐらいの割合を処理しているのですか。

(水道)下水道事業所建設課長

中央下水終末処理場の受持ち能力といいますか、処理能力を考えまして、市内の約85パーセント、人口でいきますと13万5,000人強を持ってございます。

高橋委員

それで、この中央下水終末処理場の運転開始はいつからか、今年で何年目になるのか、それから稼働状況は恐らく休みはないと思うのですが、その点についてもお願いします。

(水道)下水道事業所建設課長

中央下水終末処理場につきましては、昭和59年から供用を開始しておりまして、現在、20年たちまして、非常に

老朽化の著しい設備が多くございますけれども、日常点検を常時やっております、今、ご質問の停止して市民に迷惑をかけるような状況にはございません。

高橋委員

今、おっしゃったように、非常にこれから保全・管理が大事になってくると思います。それで、機械設備、それから電気設備、大まかでけっこうですけれども、耐用年数をお聞かせ願います。

(水道) 下水道事業所建設課長

耐用年数のお尋ねでございますけれども、耐用年数につきましては、国土交通省令において定められております。汚水管それから処理場のく体等につきましては約50年、それから機械電気設備につきましては、機器設備によって違いますけれども、おおむね10年、20年という形で分類されておまして、機械設備につきましては、多くは15年の耐用年数となっております。それから、電気設備、計測設備等につきましては、多くは10年という形になってございます。

高橋委員

もう一点、く体コンクリートの方ですけれども、最近、硫酸による腐食問題がわかってきたと、下水道事業団の方では発表しておりますけれども、この点をご存じだったでしょうか。

(水道) 下水道事業所施設課長

今、委員のおっしゃられた硫酸による腐食ということですが、下水処理場の場合は、温泉の卵の腐ったようなにおいがする硫化水素が発生いたします。これが発生することによって、硫酸に変化して施設が腐食すると、しかも金属関係が多く腐食するというところでございます。

高橋委員

それで、この影響についてはどのように考えていますか。

(水道) 下水道事業所施設課長

まず硫化水素を発生するような環境に置かないということがまず第一だと思います。しかしながら、汚水は非常に有機物等も豊富でありまして、しかも無酸素の状態、こういう環境にございます。したがって、硫化水素を発生するというのを防ぐというのは、非常に難しいが、発生した硫化水素を少なくするという手法もございまして、これらにつきましては、薬剤を注入して減少させているという状況でございます。

高橋委員

特にすぐ支障があるということはないということによろしいですか。

(水道) 下水道事業所施設課長

確かにそういう対策をしておりますので、大きな支障はございません。

高橋委員

それで、先ほど述べた耐用年数がありますので、もうそろそろ年数が来ていると考えられていると思います。水道局としては、この中央下水終末処理場の保全計画、更新計画はどのように行っているか、また、どのような計画状況かというのをお知らせ願います。

(水道) 下水道事業所建設課長

中央下水終末処理場の更新計画があるか、それから今後、どう考えるかということだと思いますけれども、現在、下水道につきましては、都市施設ということで、都市計画との整合を図っています。それで現在、都市計画の人口や、それから開発保全方針などの見直しがございますので、下水道計画、いわゆるこれからの更新計画と思っておりますけれども、平成16年度を目標に更新計画等を作成しながら詰めていきたいという考え方を持っております。現在、人口減や景気の低迷などで10年後、20年後という計画の中で、将来の処理水量を見極めるということはなかなか困難であり、更新事業は多額な投資が伴いますことから、経営状況もたいへん厳しいですけれども、耐用年数

や機器診断を行いながら、事業の緊急性、優先順位、システムの効率化、それから高度化等を考慮しながら、長期的視点に立ちまして、処理場の将来に向けた更新計画を策定し、更新事業を着実に計画的に進めていきたい、このように考えております。

高橋委員

それで、参考に聞きたいのですが、中央下水終末処理場を建設したときの総事業費と、それから起債、企業債は幾らだったのか、現在までに幾ら返したのか、その起債の償還期間と幾ら残っているのかというのがもしわかればお願いします。

(水道) 下水道事業所建設課長

下水道の整備は昭和31年から事業着手しております。それで、平成14年度末の総事業費、これは約885億円の投資をしております。そのうち中央下水終末処理場といたしましては、14年度末で約335億円という投資額となっております。起債の残高とかという形については、たいへん申しわけございません、資料を持ってきていませんので、後日お知らせしたいと思っております。

高橋委員

もう一点、建設当初からの保守点検によって改修・更新された内容、これは後でまとめてほしいのですが、工事の種類と金額、年代別、それから業者名、これをまとめておいていただきたいのですが、すぐにでなくてもけっこうですけれども、これはいかがでしょう。

下水道事業所長

処理場の機器類、何千、何万とあるものですから、大変な数に上っております。ただ、私どもある程度の資料をそろえてございますので、後日、提示したいと、そのように考えております。

高橋委員

わかりました。いずれにしても、下水道事業というのは非常にお金がかかるものですから、ぜひ保全計画をしっかり立てていただいて、これから取り組んでいただきたいと思っております。

家庭ごみについて

最後に、環境部にお尋ねします。

家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について答申が出てまいりました。それで、最初に伺いたいのですが、市長に答申があったわけですが、まず市長はどのように受け止められたのですか。それから、今後の方向性について、伺いたいと思っております。

市長

審議会に諮問した問題について、3月12日に審議会の方から答申がありました。内容としては、家庭ごみの有料化については、ごみ減量化の有効な方策の一つであるとのことでありました。したがって、今後、この答申内容を踏まえまして、具体的な施策をどうすべきか、そういったものを検討していきたい。そして、この施策を進めるに当たりましては、市民サービスの向上を図る一方で、市民の皆さんに対しては、じゅうぶんな説明をしていきたいと思っております。

高橋委員

もう一点、2005年度からという報道がありましたけれども、その辺の具体的な時期というのは考えられていますか。

市長

これはたしか前にも一度、施策の関係で話しましたが、できれば17年度から実施をしていきたいと思っております。ただ、これはこれからの市民説明等がございますので、そんな中で最終的な判断をしていきたいと思っております。

高橋委員

中身につきましては、厚生常任委員会で伺いますので、質問を終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
武井委員

今日は総括でございますから、今までの中で積み残した問題のみに絞ってお尋ねいたしたいと思います。

通学路について

私は、今、各会派からも出ましたが、生徒の通学中の事故、これはどうしても通学の距離、あるいは通学の時間が長ければ、それだけ非常に事件や事故に巻き込まれることがあろうかと思えます。そういう中であって、これについては質問をさせていただきたいわけですが、この適正配置計画の中でも、通学時間について通学路を実際に歩いて検証したと、こういうふうに述べられております。これは私はいいいことだとは思いますが、これらについて二、三、質問をさせていただきます。

まず、実測をした全中学校の通学距離、これは3キロと答弁いただいているわけですが、そういう中であっても、平均は3キロとしても、学校によっては距離の長いところも短いところも、あるいは通学区域のその生徒のうちのあるところから見ると長いところ、短いところがあろうと思えますが、それらの最大と最小をどのように実測で判断したか、お示してください。

(学教) 学校教育部京谷主幹

今、委員がご指摘の通学路の関係なのですけれども、中学校の場合につきまして、実施計画策定期間に学校が絞られた段階で、新しい校区の中で最長地点から受入れ校までどのぐらい時間がかかるのかということで、実際に歩いた結果からお答え申し上げますけれども、末広中学校におきましては、長橋3丁目21番、国立療養所の付近から中学校まで一番遠い距離と押さえると、2.7キロということで、実際の徒歩時間については約24分ほどかかったと、西陵中学校につきましては、色内3丁目、色内ふ頭のつけ根から実際に歩きまして、距離は約2.1キロ、約25分かかっています。それから、菁園中学校ですけれども、2か所ございまして、奥沢4丁目から菁園中学校へということで、これは1.9キロで約20分、それからもう一つ、港町8番ということで、中央ふ頭の基部から、1.6キロ、約21分。それから潮見台中学校におきましては、奥沢1丁目9番から約2キロで徒歩時間は約25分という押さえをしております。一番短いのではだいたい5分から10分ということでの押さえをしております。

武井委員

実測したうち、歩道は何キロぐらいありましたか。

(学教) 学校教育部京谷主幹

歩いた中ではやはり歩道を主体に歩いてございますので、だいたい通学路を幹線道路沿いに歩いてございまして、そういった意味で、必ずしも100パーセントではないですけれども、今、言った距離が私どもは歩道の距離という押さえ方はしています。

武井委員

そうしますと、今、私の聞きたいのは、学校までの距離の、何パーセントぐらいに歩道があるかなと思って、それをお尋ねしようとしたのですけれども、けっきょく交通事故にしろ何にしろ、通学路に指定になっていながら歩道がない、こういうところは私は知りたかったのでお尋ねした次第なのです。ですから、今、歩いた距離を示されたところは、これは全部歩道と理解していいのですか。

(学教) 学校教育部京谷主幹

場所によっては、委員のご指摘のとおり、途切れている、全部が歩道があるという状況ではございません。そう

いった中で、私どもはまた、今、小学校の部分については、実際冬道の状況なども勘案しながら、現在、歩いているところでございます。これを例にとりますと、やはりすべてが歩道につながっているということではなくて、途切れている部分もあると、そういった状況を我々も今、把握して歩いているのですけれども、中学校の場合においても、すべて歩道があって通っているということではないと、私どもはそう考えております。

武井委員

通学時間との関係なのです。歩道があるところは、非常に歩きやすいといいますが、車を気にしなくてもいいですから、案外早いのではないかなと。けれども、例えば色内小学校のところみたいに、道路が狭く、片側にしか歩道がないと。しかもそれは小学校の通学路になっていると。例を出したのですが、これは小学校の例で申しわけないですけれども、そういう意味で、あそこあたりを歩いているのは非常に私は大変だと思うのです。時間が倍近くかかるのではないかなと思うので、それで今聞いたのです。だから、通学時間が、あなた方が適正配置の基準になっていると言うから、それでは歩道と歩道のないところとの時間はどうなっているのだと、こういう立場でお伺いしているので、今まで感じたところでいかがですか。

(学教) 学校教育部京谷主幹

実際歩いた中で、今委員がご指摘されている、色内のところも私は歩いてみました。正直言うと、片側の歩道しなくて、もう片側は白線で引いて歩道を確保している、確かにそんなような状況でございます。そうした中で、やはり子どもたちはどうしても信号待ちも含めまして、そういった交通量の多いところにつきましては、時間も必要以上にかかるということは、これは私どもが歩いてみて実感をしてございます。委員がおっしゃいますように、きちんと車道と歩道の区別があって、しかもフェンスなんかがあるところは、非常に歩きやすい、こんなふうな実感をしていますし、なければ車に気をつけて歩かなければならない。それから、同じ横断歩道でも、歩行者用の信号機があるところと、それがないところがある。そういったところは車に気をつけながら歩かなければならない、こんなような実感を受けています。

武井委員

私を感じているところでは、恐らく歩道は子どもが通っている道路、歩道等が途切れているとかなんとかと言いましたけれども、私は3分の2、これは全校の通学路の3分の2、歩道があるかどうか、ましてや冬はその歩道が全部除雪されているかどうか、こういうようなことまでも含めて、私は少し疑問なのですよね。私は、少し途切れている程度ではないのではないかなという気がするので、また、これをそこまで把握していなければ、これをぜひとも把握して、私は教育長に後でまとめて聞きたいのですけれども、こういう子どもの事故防止だとか、安全の意味も踏まえて、みんなと一緒に歩道を歩くことによって放課後の開放感もなくなるといいますが、そういうことで、教育委員会としてはどのようにこれから歩道対策をしていくか、お考えがあったら、お示してください。

学校教育部長

今、委員のご質問の前段のところをお答えしたいと思います。

適正配置で、まず学校の組合せをどういうふうにするかというのは、まだ最終決定をしていないのですが、今、担当の方で歩かせていただいているのは、冬道ということで、冬の危険ですとか、距離とか、そういうのを中心に歩いているところでございます。今後、それがある程度めどがつかましたら、今度雪がなくなった時点で、委員もおっしゃっておりますように、歩道でありますとか、白線でありますとか、さらにそういうところを、また、信号、歩道橋だとか、そういうかわりか、一応実時間と距離の関係でありますとか、そういう面を私どもは調べていく予定にしております。

(学教) 学務課長

後段の方の歩道対策というお話がございました。当然、我々も児童・生徒の安全ということに、通学時の安全についての指導はじゅうぶん留意をしているところでございます。学校においては、通学路につきまして、冬場等、



やはり除雪の関係もあって、なるべく通りを通りなさいという指導をしてございます。それは比較的大きな道路で、しかも除雪が行き届いた道路という形でやってございます。ただ、生徒にしますと、自宅から近いところを通るといことがございまして、なかなか徹底しない部分もあると思いますけれども、この歩道対策については、先ほど主幹の方も歩いた中で、あるところとないところがあるということでございます。ただ、あと、ないところについては、路側帯という形で処理をされている部分がございますので、教育委員会だけでこの対策ができるかということ、それでもございませぬので、関係のところと協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

武井委員

私の考え方は、今、述べたように、子どもの安全を考える上においては、非常にまだまだ手ぬるいのかなという気がするのです。それで、教育長にお尋ねしたわけなのですが、子どものそういうけがだとか事故だとか、事件だとか、こういうのにかかわります。歩道のあるところを中心に、時間で通学路を車の通行禁止という指定になっているところがありますよね。しかし、それはほんの一部のところは12時から3時までとか、8時から9時までとなっていますけれども、中学生あたりは放課後だとかになりますと、例えば3時を過ぎるとか、こういうのがあります。したがって私はそういう通学路、これはもちろんですけれども、歩道をやはりきちんとするように、教育委員会としても、これは関係部署にと言われましたけれども、積極的にこれらに取り組むべきではないかなと、こう思うのですが、いかがですか。

教育長

通学路の問題で一番大事なことは、小学校の適正配置、中学校の適正配置でもそうだったのですが、学校が吸収されて統合されるというようなこと。もし吸収されないでいると、自分の家からその学校まで歩いている時間というのは、小学校2年から6年生までは歩きなれた道であって、そんなに危険がない。ただ、学校が変わりますと、国道を横断したり、高架の下を通ったりというような新しい状況が出てくる問題、もしそういう組合せの場合は新たな対策を必要とするかと思えます。緑町の子どもは菁園中学校に行くことを希望しないで、松ヶ枝中学校に行くことを希望したという特殊な申請もございましたから、そういう子どもたちへの配慮も含めて、通学についてさらに検討しなければいけない、そういうふうに私は考えています。

武井委員

これは教育委員会だけでなく、全庁的に安全対策として考えてほしいと、それだけは申し上げておきます。

歴史的建造物について

最後に、これは市長にお尋ねします。12日の予算特別委員会の建設所管のところでも、建築都市部長にお尋ねしたのです。どうも歯切れが悪い答弁なので、改めて市長にお伺いしたいと思うのですけれども、今、小樽市のまちづくりの基本としては、市長もよく述べられているわけですが、新旧調和のとれたまちづくり、これがよく市長の言葉にも見受けられます。ところが、歴史的建造物という問題になりますと、これは新旧調和のとれた、旧の方のシンボルと言えるのではないかと思います。しかも、これが今の観光の目玉になっている。しかし、今回、その助成金が減らされまして、ついに10分の6まで落とされて、これは今、苦しい財政のときですから、市長も今回の施政方針の中で述べられているように、市民にも議会にも協力要請を訴えられています。だから、これは私は理解するのです。財政再建団体転落になっては、困りますから。それはそれとして、これからいろいろ市長の考え方の中にも、あと何とか18年度、19年度になれば、この苦しいところが一段落するのではないかというような展望が言われておりますけれども、そういう財政が確立できたときには、歴建に対する、特に木造建築は1年、1年古びていきます。古びていけばいくほど、修理費がかかります。したがって、今、審議されている予算、10分の6が通ったとしても、これから財政が好転してきたときには、また、10分の8なり、10分の10に回復をさせるような施策をするべきだと私は思うのですが、今の苦しいときを乗り切ったときの市長の考え方をお示しく下さい。

市長

歴史的建造物の保全の問題だと思えますけれども、小樽市の非常に貴重な財産でありますから、ぜひこれは残していかなければならないという立場には変わりないのですけれども、ご承知のとおり、こういう財政状況ですから、やむをえず16年度はそういう措置をとらせてもらいました。今、お話にありましたように、今後、財政状況が好転した場合にはということもございますけれども、財政状況が好転するまでには相当日数がかかるのではないかと、年数がかかるのではないかと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、貴重な財産ですし、また、観光の目玉商品でもあるということから考えますと、やはりこれはぜひ残していくという立場で、そういう財政状況が好転したときには再度検討し直して、今、お話にあるように元に戻すといえますか、そういう方向では考えていきたいというふうに思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。この際、暫時休憩します。

休憩 午後5時40分

再開 午後10時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

当委員会の審査日程につきましては、本日までとなっておりますが、議事の都合上、明日1日間、日程を延長いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

なお、明日は午後1時から、本日終了していない3会派の質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。